

議案第64号

令和8年2月26日提出

提出者 松山市議会議員 太田幸伸  
角田敏郎  
渡邊啓之  
泉早苗  
門田寛子  
河本英樹  
矢野尚良  
山本智紀  
松本久美子  
杉村千栄

松山市手話言語条例の制定について

松山市手話言語条例を次のように定める。

記

松山市手話言語条例

「手話は言語である」

言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、手指の動き、表情等により視覚的に表現される言語である。手話を必要とする者にとっては、手話は、他者との関係を構築し、知識及び情報を得るための重要な意思疎通の手段であるのみならず、物事を考え、生きていくために必要不可欠なものであり、まさに、「手話は命」である。

しかし、かつて手話は言語として認められていなかったため、手話を必要とする者は、意思疎通に支障をきたし、十分な情報を得られず、多くの不便や不安を感じながらの生活を余儀なくされた。過去には、ろう学校においてもその使用が禁止されるなど、自身の人間性や社会性を育む段階においても、大きな困難と向き合っていた。生きていかなければならなかった。

こうした中、平成18年に国際連合の総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手

話が言語であることが明記されたが、手話が言語であることへの理解が十分に広がっているとはいまだ言えない状況である。

このような状況に鑑み、手話及び手話を必要とする者に対する理解並びに手話の普及を推進し、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びその普及に関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話を必要とする者の基本的人権が守られ、誰もが安心して共に生きることができる地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話を必要とする者 きこえない者及びきこえにくい者のうち、手話を用いて日常生活及び社会生活を営むろう者をはじめ手話による意思疎通を必要とする者をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解及びその普及は、手話が言語であること及び手話を必要とする者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、手話を必要とする者と手話を必要とする者以外の者とは互いに人格及び個性を尊重することを基本として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話の理解及び普及を図り、手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、次に掲げる施策の推進に関し、必要な方針（以下この条において「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に係る施策
- (5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (6) 手話に関する新技術の調査研究及び活用に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める施策

2 市は、推進方針の策定に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

3 推進方針には、目標、施策内容、実施期間及び評価方法を定めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第8条 市は、手話を必要とする者、手話通訳者、手話サークル会員等と協力して、市民が身近な地域や職場等で手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

2 市は、手話に関する研修を実施すること等により、その職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校教育における理解と関心の増進)

第9条 市は、学校教育において、手話に関する理解と関心を深めるために必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、愛媛県その他関係機関との連携に努めるものとする。

(医療機関における環境整備)

第10条 市は、医療機関において、手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知、手話及び手話を必要とする者に対する理解の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者に関する措置)

第11条 市は、観光事業者その他の関係者と連携し、手話を必要とする者である観光旅

行者が観光に関連する施設において、手話を使用しやすいようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話を用いた情報発信)

第12条 市は、手話を必要とする者が市政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信に努めるものとする。

(手話通訳者の養成及び処遇の確保等)

第13条 市は、手話通訳者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るとともに、手話通訳者の専門職としての社会的評価の向上及び適切な処遇の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(手話通訳者の派遣体制の整備等)

第14条 市は、手話を必要とする者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるものとする。

(手話に関する新技術)

第15条 市は、手話に関する新技術について調査研究及び活用に努めるものとする。

(聴覚障がい児及び保護者等に対する支援)

第16条 市は、聴覚障がい児及びその保護者等に対し、手話に関する必要な情報の提供及び手話を獲得するための必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第17条 市は、事業者が、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備できるよう情報提供等の支援を行うものとする。

(災害時の対応等)

第18条 市は、災害時において、手話を必要とする者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、避難所を運営する関係者に対し、手話及び手話を必要とする者の理解啓発に努めるものとする。

(意見の聴取)

第19条 市は、この条例の施策推進に当たっては、手話を必要とする者その他関係者の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ず

るよう努めるものとする。

(議会への報告)

第21条 市長は、毎年1回、本市の手話施策の実施状況について、議会に報告するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

手話及び手話を必要とする者に対する理解並びに手話の普及を推進し、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、本案を提出する。